

# 被害者支援員 養成講座受講者（第24期）募集

犯罪の被害に遭うことで、被害者及びその家族は、精神的なショック、入院・病院での付添い、看護、収入の途絶・減少、警察・裁判等への対応、転居、その他様々な困難に直面します。

このような被害者やその家族・遺族に対して長崎犯罪被害者支援センターでは、各種の支援活動を行っています。

具体的には、被害者等に対する電話相談、面接相談、病院・警察・裁判所等への付添い支援、関係機関・団体と連携した支援、被害者等の支援に関する広報・啓発に積極的に取り組んでいます。

これらの支援活動を充実・拡充するため、被害者支援員(ボランティア)として活動可能な方を対象とする被害者支援員養成講座（第24期）の受講者を募集します。

受講後に、ボランティアとして活動するかどうかは任意です。

1 目的	犯罪被害者支援活動に必要な知識、技術を習得し、支援活動に従事することができる人材（ボランティア）の育成を目的とする。		
2 資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年令20歳以上で、健康であること。</li> <li>・ 被害者の支援に関心があり、ボランティア活動に意欲があること。</li> </ul>		
3 応募方法	募集期間	令和8年4月1日(水) ～同年5月15日(金)	募集人員 15名程度
	履歴書	1通、写真1枚（写真は顔がわかるスナップ写真で可）	
	送付先	〒850-0057 長崎県長崎市大黒町3番1号 県交通産業ビル4階 公益社団法人 長崎犯罪被害者支援センター	
4 事前審査	書類審査の上、受講者を決定し、5月末までに応募者に連絡します。		
5 講座	(1) 期間	令和8年6月～同年11月 (月2回：原則として第2・第4土曜日 13時～16時)	
	(2) 開催場所	長崎県勤労福祉会館（長崎市桜町）	
	(3) 講座内容	精神・心理、法律（刑事手続き、民事）、警察・検察・裁判所等の支援制度、行政・福祉等民間団体との連携、相談技術、ロールプレイ ほか	
	(4) 受講料	無 料	
6 修了証	審査の上、修了証を交付		
7 問合せ先	長崎県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体 公益社団法人 長崎犯罪被害者支援センター		
	電話	095-820-4978	
	受付	午前9時30分～午後5時00分（土日祝日を除く。） 来所する場合、駐車場はありませんのでご了承下さい。	

※ 提出された履歴書は、お返しできませんので予めご了承下さい。